

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 施策の展開

家庭・地域における子育て支援

1 子育て家庭に対する支援

現状と課題

核家族化や都市化の進展等により、家庭や地域の子育て機能が低下しており、子育てに対する不安や負担感が大きくなっています。こうした不安や負担感を解消するため、適時適切な情報提供や関係機関、団体等が実施する相談窓口の周知、相談体制の充実を図る必要があります。

保育所の待機児童が発生しておらず、延長保育や休日保育、一時預かり、放課後児童クラブなど保育サービスが拡充されてきていますが、働き方の多様化に伴い保護者のニーズに十分応えきれていない部分もあるため、保護者のニーズに合った保育サービスの提供や保育の質の向上を図る必要があります。

母子・父子家庭の多くが生活費や子育て、家事等に様々な悩みを抱えています。ひとり親家庭の経済的自立を図るための就業支援や、仕事と子育ての両立を支える子育て、生活支援策等が求められています。

仕事と育児の両立の難しさで仕事をやめた理由(複数回答)

項目	県調査	全国調査
子どもの病気等で度々休まざるを得ないため	53.7	32.8
育児休業を取れそうもなかった(制度がなかった)	43.9	36.0
手助けしてくれる親族がいなかった	43.9	
自分の体力が持たなそうだった	41.5	52.8
育児に対する配慮や理解がない職場だった	41.5	21.6
保育園の開所時間と勤務時間が間に合わなかった	36.6	32.8
家族がやめることを希望した	19.5	20.0
妊娠・出産に伴う体調不良のため	14.6	27.2

【資料】 富山県知事政策室調査「少子化・子育て支援アンケート(H19)」(保育所・幼稚園利用する保護者809)名対象

【資料】 日本労働研究機構「育児や介護と仕事の両立に関する調査(2003.7)」

みなさんの声

子育てに関する様々な相談窓口があるが、それぞれの機関の連携が少ないように思う。

(少子化・子育てミーティング)

スーパーマーケットなど土日、祝祭日の勤務に対応し、休日も安心して子どもを預けられる施設があればよい。

(少子化・子育てミーティング)

放課後児童クラブでは、あまり遅い時間までみてもらえないので、開設時間をもう少し長くしてほしい。

(少子化・子育てミーティング)

施策の基本方向

(1) 子育て等に関する情報提供・専門的な相談の実施

具体的施策

子育て支援情報の提供や相談機能の充実

各種の子育て支援施策が子育て家庭に周知・活用されるよう、市町村と連携協力した効果的な情報発信と、情報紙や子育て支援ホームページの充実を図ります。

複雑化・多様化している県民からの相談に的確に対応するために、各相談機関等との連携強化と相談員の資質向上に努めます。

子育てや家庭教育などの不安や悩みに対応するために、電子メール相談や電話相談、家庭教育カウンセリングによる相談機能の充実を図ります。

妊娠・出産に関する情報提供や専門相談などの充実

妊婦が、妊娠中の不安や悩み、疑問等を、いつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の充実とその情報提供に努めます。

母と子の愛着形成の促進と豊かな母性意識の醸成を図るための支援を行います。

市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及に努めます。

市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
ホームページ「子育てネッ!とやま」年間アクセス件数ホーム	56,117件		

(2) 多様な保育サービス・子育て支援サービスの充実

具体的施策

保育従事者の確保と資質の向上

保育士、調理員など保育従事者を安定的に育成・確保するとともに、専門性を高め、資質向上を図る研修を支援します。

保育サービス内容の評価と質の向上

保育サービスの質の確保・向上を図るため、研修や指導監査を実施するとともに、福祉サービス第三者評価制度の普及を進めます。

保育に特別な配慮を必要とする児童が増えてきていることから、障害児保育の充実を支援します。

延長保育等の多様な保育サービスの推進

保育所の待機児童が年間を通して発生しないよう、市町村に対し、適正な定員の確保や定員の弾力運用について勧告します。

保護者の働き方の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、一時預かり、病時・病後時保育など多様な保育サービスの充実を図ります。

臨時的な保育ニーズに対応するため、地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センターの普及と充実に努めます。

共働き家庭の幼児教育に対するニーズに応じるため、幼稚園における保育機能を向上させる預かり保育の充実を促進します。

放課後児童クラブ等の拡充(再掲)

共働き家庭の小学校児童が、授業終了後に過ごす放課後児童クラブや「とやまっ子 さんさん広場」の整備や運営を支援するとともに、放課後児童クラブの開設日数・開設時間の拡大や適正規模化を進め、運営改善を支援します。

放課後児童クラブ等の指導員の資質向上を図るための研修を実施するとともに、指導員が円

滑に確保できるよう養成研修等に努めます。

特別支援学校等の児童生徒を対象とした放課後の一時預かりを実施します。

子育て支援拠点の拡充

地域の子育て情報の提供、子育て親子の交流、育児相談・指導に応じる子育て支援センター等の設置促進とその取組内容の充実に努めます。

保育所や幼稚園、富山型デイサービスなどにおける地域の子育て支援の取組みを促進します。

子育て家庭への切れ目のない支援を実施するため、子育て支援センターや保健センター等子育て支援を行っている関係機関の連携・ネットワーク化を促進します。

地域の実情に応じた施設整備や幼保連携の促進

保育児童の増減、低年齢児の受入拡大など、地域の実情に応じた保育環境に対応するため、市町村や保育所に対し、施設や設備の整備を支援します。

就学前の教育と保育を一体的に捉え、保育士と幼稚園教諭の合同研修などによる幼保の連携を促進します。

保護者等の多様なニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園制度の普及を図ります。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
通常保育の受入児童数	30,634 人		
待機児童数	0 人		
延長保育実施保育所数	203 箇所		
休日保育実施保育所数	39 箇所		
一時預かり事業実施箇所数	124 箇所		
病児・病後児保育事業実施箇所数	オープン型 12 自園型 22		
放課後児童クラブ数	178 箇所		
放課後児童クラブのうち 18 時を超えて開所するクラブ数	18 箇所		
とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数	17 箇所		
子育て短期支援事業(ショートステイ)実施市町村数	1 市		
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)市町村数	1 市		
地域子育て支援センター・つどいの広場 設置箇所数	52 箇所		
幼稚園子育て支援実施園の割合(園庭・園舎の開放、子育て情報の提供、子育て相談など)	19 年度 90.6%		
第三者評価を受ける保育所数(累計)	21 箇所		

(3)ひとり親家庭などに対する支援

具体的施策

相談や情報提供機能の充実

母子(父子)自立支援員の制度の周知を図るとともに、支援員に対して新たな情報の提供や様々な分野の研修を実施し、ひとり親家庭が身近なところで相談できるよう、相談機能を充実します。

民生委員・児童委員等地域の相談機関や市町村などとの連携を促進します。

生活支援の推進

ひとり親家庭の親が病気等により一時的に家事、育児等の日常生活に支障をきたす場合に家庭生活支援員を派遣する日常生活支援事業の取り組みを促進します。

ひとり親家庭が安心して子育てや仕事をし、又は就業のための訓練が受けられるよう保育所への優先入所や子どもの居場所づくりを促進します。

2 地域における子育て支援の促進

現状と課題

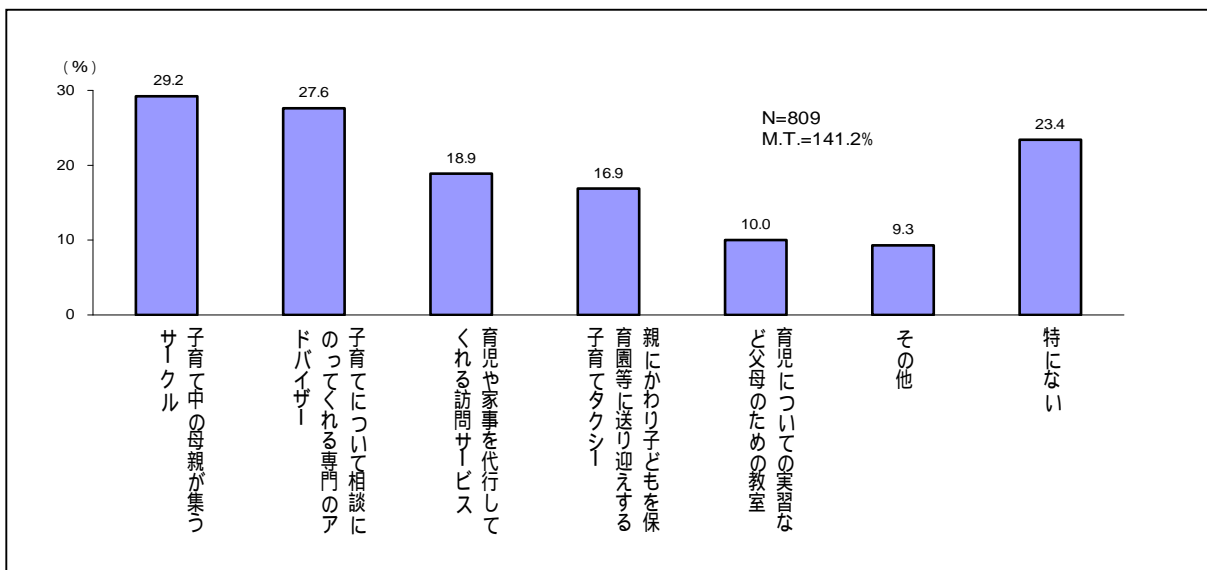
核家族化や都市化が進むなか、家庭の子育て力が低下しており、育児の孤立化や子育てに対する不安の増大など、子育てに伴う不安感、負担感が高まっています。

地縁による共同体意識が薄まりつつあり、地域の潜在的な福祉力を活かすためにも、行政では行き届かない、きめ細やかな子育てに関する支援を担う人材や団体を育成する必要があります。

また、子育て家庭の多くが、身近で利用できれば良いと思うサービスとして、子育て中の母親が集うサークルを希望していることから、地域における子育てサークルや団体の立ち上げを支援するとともに、効果的に活動できるよう、情報提供や各種子育て支援団体等の情報交換を積極的に行い、連携強化を図る必要があります。

核家族化や都市化の進展、遊び場の不足、事件・事故の増加など子どもを取り巻く社会環境が変化する中であっても、子どもたちが感性や社会性を身につけられるように、児童を健全に育成するための拠点づくりや、子どもたちが地域の人々の支援を受けながら、多様な交流や活動等が体験できる場や機会の確保が求められています。

身近で利用できればよいと思うサービス（H19 富山県調査）



みなさんの声

地域において様々な団体が子育て支援活動を実施しているが、連携がうまくいっていない面があるので、こうした子育て支援団体の縦横の連携について力を入れていただきたい。(子育て支援・少子化対策県民会議)

子育ては絶対に祖父母の助けが必要(学生との対話)

施策の基本方向

(1)子育てを支援する人材の育成

具体的施策

子育てを支援する人材の育成

地域における身近な相談相手である母子保健推進員や家庭教育アドバイザーなどの育成を支援します。

団塊の世代など経験者の知識やノウハウを活用し、保育施設等でボランティア活動を実施できる人材を子育てシニアサポーターとして、市町村と連携して育成します。

子育ての先輩である祖父母による孫育てがスムーズにいこう、最近の子育てについての知識などを習得できる機会を設けるなど、必要な支援に努めます。

子どもの豊かな遊びや体験活動を創造、普及する人づくり

子どもの自然体験、奉仕活動、遊びなど児童健全育成に取り組む団体の育成と活動を支援します。

児童の健全育成に取り組む団体で実施している認定指導員やジュニアリーダーの養成講座等により、子どもの遊びの指導者づくりを推進します。

青少年の野外活動等を指導するボランティアの養成を促進します。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
子育てシニアサポーターのうち、子育て支援活動している人の数	289人		
障害児保育の研修を受けた保育士数	1,468人		
県児童クラブ連合会認定指導員数	409人		

(2)子育て支援活動の促進

具体的施策

異年齢の子どもや子育て中の親が集う居場所づくり

地域住民等が、保護者の就業状況や子どもの年齢等にとらわれず、多様な形で自主的に子どもの居場所づくりに取り組む「とやまっ子さんさん広場」を市町村と連携しながら推進します。

放課後や週末等に小学校の余裕教室や児童館等を活用して、子どもが安心して活動できる場を確保し、遊びや学びなどの様々な取組みを推進します。

地域の身近なところで、楽しく親子が集い交流する子育てサークルの活動の場づくりを支援します。

高齢者やNPO等の力を活かした子育て支援活動の促進

きめ細やかな子育て支援活動を推進するため、ボランティア、NPO、子育てサークル等の団体の立ち上げや活動を支援します。

市町村と連携し、子どもと高齢者、障害者等との共生や世代間交流を促進します。

地域の会員同士で育児の援助を行うファミリー・サポート・センター活動の拡充に努めます。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	12市町村		
ファミリー・サポート・センター登録者数(サービス提供者)	1,468人		

(3)子育て支援のネットワークづくり

具体的施策

子育て支援活動に関する情報の提供

子育て支援に関する NPO やグループ等の先進的な取組や行政との協働事業を収集し、情報提供を行い、ネットワーク化の基盤となる団体の活性化を促進します。

子育て支援団体のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細やかな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供するとともに、子育て支援団体の活動が効果的、効率的に行われるよう、地域における子育て支援団体や地縁団体等のネットワークの形成を推進します。

目標指標

項 目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
子育てサークル活動組織数	180 サークル		

3 安心して子育てができる生活環境の整備

現状と課題

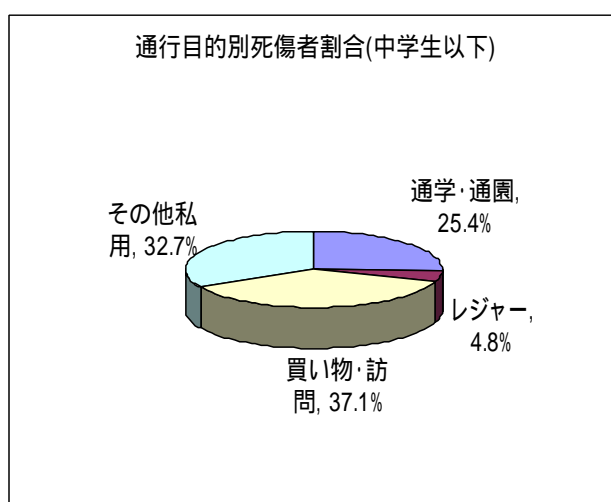
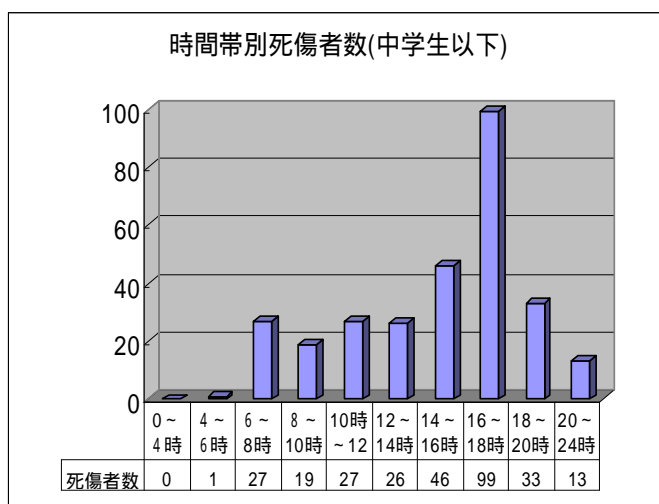
子どもを安心して生み育てるには、安全で安心できるゆとりある環境の整備が重要です。

このため、子育て中の親子が安心して外出できるように、公共施設や公共交通などにおいて、段差解消等によるバリアフリー化を促進し、さらに、外出等に優しい妊産婦等優先駐車場や授乳室等の整備を進めます。

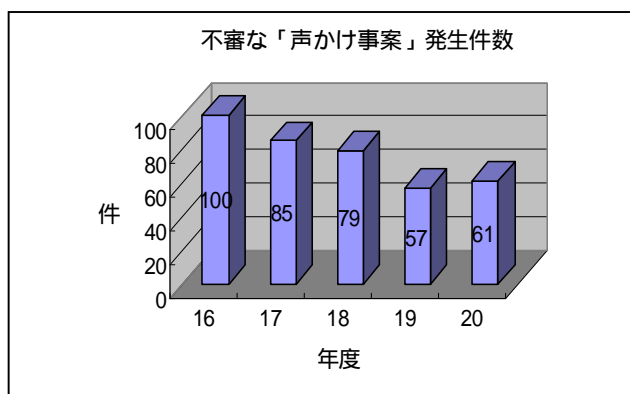
交通事故にあっている中学生以下の子どもの多くが、通学・通園の時間帯であることから、毎日通学する通学路を安心して歩けるように、整備を進めていく必要があります。

また、小学生以下の子どもに対する不審な「声かけ事案」の発生件数が平成16年をピークに減少していましたが、20年度は増加に転じたことから、今後とも、子どもの危険予測、回避能力を高める安全学習、安全指導を効果的に推進するとともに、地域全体で子どもの安全を見守る体制の充実に努める必要があります。

さらに、子育て家庭を含む多世代世帯が安心して生活できるような良好な居住環境が求められています。



【資料 富山県警察本部 交通事故白書(平成21年版)】



【資料 富山県警察本部調査】

みなさんの声

段差がありベビーカーを押して入れない、授乳室があっても暖房や手洗いが無い、父親がオムツ交換できる場所がない施設が多いが、子育てしやすい環境を進めてほしい。(子育てミーティング)
妊産婦駐車場の設置推進はよい話。できることから始めてほしい。(基本計画策定部会)

施策の基本方向

(1)子育てにやさしいまちづくり

具体的施策

子育てバリアフリー化の推進

妊婦、子ども、子ども連れの人が円滑に乗降できるように、低床バスや低床型路面電車(LRV)の導入を促進します。

安全で快適な子育て環境づくりのため、子どもといっしょに歩いて行ける身近な場所において、子育て中の親子、妊婦をはじめすべての人が健康運動や遊び場、休息やコミュニケーションの場となる都市公園を整備するとともに、園路や傾斜路、階段、ベンチ、水飲み、トイレ、案内表示、手すり、駐車場、出入口などの公園施設のバリアフリー化を推進します。

子育て世帯にやさしい施設・設備の整備

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の促進に関する法律(交通バリアフリー法)や富山県民福祉条例に基づき、子育て中の親子、高齢者、障害者等の利用に配慮した公共交通機関や建築物の施設、道路等の整備を都市計画や交通などの関係分野との連携を図りながら促進します。

子育て中の方が安心して文化活動等に参加できるように、県主催の行事において臨時保育室を設置します。

妊産婦や乳児を抱えた保護者が安心して外出できるように妊産婦等優先駐車場や授乳室等の整備を促進します。

安全・安心まちづくりの推進

駅周辺の主要な道路において移動の円滑化を推進し、事故の危険性の高い通学路において安全・安心な歩行空間の創出を推進します。

河川が安全な水辺空間となるよう、緩傾斜護岸などを整備し、身近なオープンスペースとして活用します。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
うるおいある都市空間の面積	719ha		

(2)子どもの交通安全対策の推進

具体的施策

交通安全教育の推進

保育所、小学校等において参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

チャイルドシートの普及・啓発活動を推進するとともに、チャイルドシート着用推進の指導員を育成します。

自転車乗車時のヘルメット着用推進の広報、幼児二人同乗用自転車の安全運転講習等の開催などを実施します。

街頭指導等を通じた交通ルール・マナーの指導・啓発を行うほか、子ども自転車大会の開催を通じて交通安全意識の高揚を促進します。

交通危険箇所の調査と安全対策の実施

幼児、小中学生が交通危険箇所を調査して、ヒヤリマップ作成や交通安全ホームページ製作に取り組むこと等により、地域住民をはじめ幅広く交通安全意識を啓発します。

重大な交通事故発生現場での実地調査により、子どもに配慮した交通施設の設置など交通環境の改善と整備を推進するとともに調査結果等の情報をホームページ等により県民に提供します。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
安全に通学できる歩道割合	53.4%(19年度)		
バリアフリー化信号機の設置数	52基		
チャイルドシートの使用率	59.3%		
交通事故死傷者 (死者数) (負傷者数)	58人 7,211人		

(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

具体的施策

犯罪被害に遭わないための防犯安全教育の推進

防犯意識を高め、不審者に対する対処方法を身につけるため、「子ども安全サポーター」を幼稚園、学校等に派遣し、防犯安全教育を推進します。

犯罪から地域の子どもの守る意識を高める情報提供・指導の推進

ホームページを活用した子ども安全情報を提供し、子どもの安全を守る意識を高めるとともに、子ども110番の家に対する防犯指導に取り組みます。

学校や関係機関を通じて、子どもの犯罪等の被害の現状、関連分野の規制について広報啓発活動を推進します。

防犯ボランティアとの連携強化と情報の共有化

民間パトロール隊などの県民の自主的な防犯活動に対する支援や「地区安全なまちづくり推進センター」の活動の充実を図り、地域ぐるみによる子どもの安全対策を推進します。

児童の安全を守る学校安全パトロール隊などの防犯ボランティアとの連携を強化します。

学校や通学路における子どもの安全確保を図るため、学校、家庭及び地域の関係機関・団体が連携を図りながら、地域全体で子どもの安全を見守る体制の整備を推進します。

不審者情報等を県下全域または地域ごとに統計等で提供します。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
防犯教室の開催率	96.8%		
地区安全なまちづくり推進センターの設置数	179地区		
学校における刑法犯認知件数	413件		

(4) 良質な住環境の確保

具体的施策

子育て世帯を支援する良質な住環境の整備

財団法人富山県建築住宅センターにおいて、住宅相談所を開設し一般県民に対して住宅相談や住情報を提供します。

市街地再開発事業などにより、中心市街地への住宅供給を推進します。

多世代世帯が同居できる住環境を確保するための住宅取得を支援します。

4 母と子の健康づくりへの支援

現状と課題

近年、妊産婦死亡や周産期死亡、新生児死亡等の母子保健指標が大きく改善している一方で、晩婚化に伴うハイリスク妊娠の増加や、低出生体重児等のハイリスク児の増加、健診未受診妊婦の問題など、新たな課題への対応が求められています。

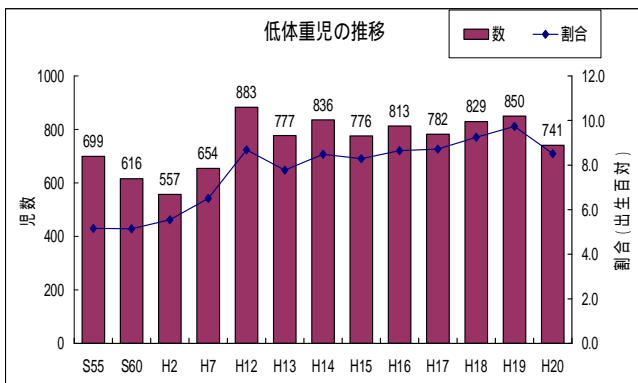
安心な妊娠・出産のための医療提供体制の確保とともに、リスクの高い妊娠・出産に対応した周産期医療及び高度な新生児医療を、24時間安定的に提供することのできるよう、周産期医療提供体制の充実強化が求められています。

子どもの疾病や障害の予防、早期発見、早期療育支援のため、妊娠期から乳幼児期、小児期にわたる一貫した健康診査の実施や相談体制の更なる充実が求められています。

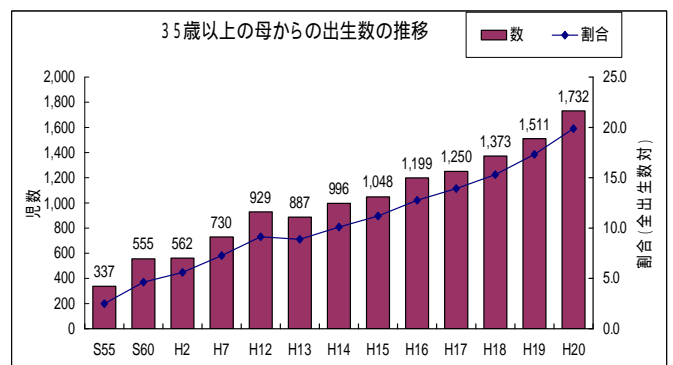
障害を有する子どもや保護者に対しては、早期からの適切な対応(療育)が必要であり、発達障害については、「気になる」という段階から親子をサポートできるような仕組みづくりが必要です。

障害児の成長過程に応じて必要な情報が関係者に引き継がれる等、関係機関の連携のもとに福祉や教育が一貫して適切に提供されるよう、切れ目のない支援体制の構築を図ることが必要です。

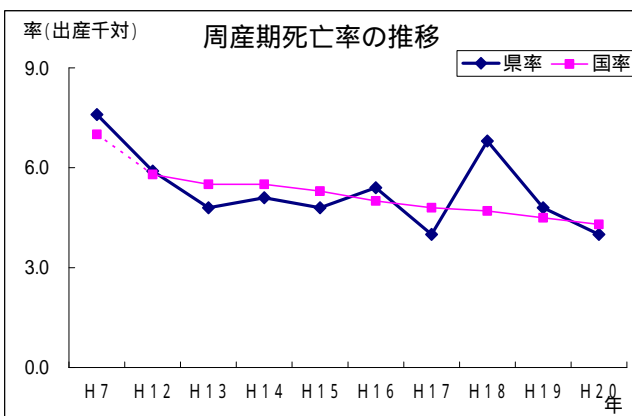
不妊に関する悩みは複雑多様であるとともに、就労しながら不妊治療を継続することが困難な状況にあることから、相談機関の充実強化に加え、不妊治療に対する正しい理解の普及促進が求められています。



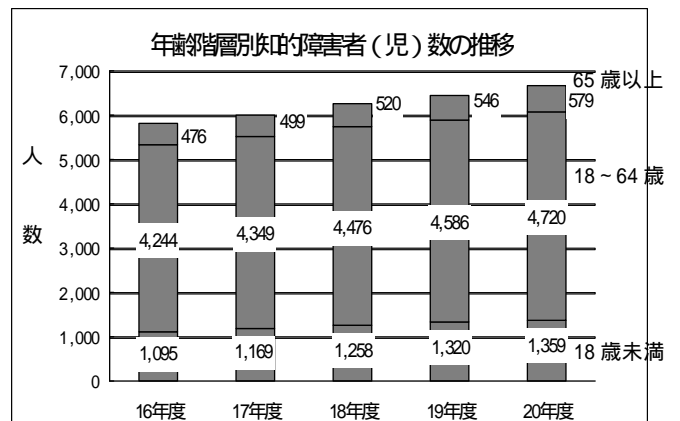
【資料 県厚生部「人口動態統計」】



【資料 県厚生部「人口動態統計」】



【資料 県厚生部「人口動態統計」】



【資料 県厚生部調査】

みなさんの声

親学を学んでもらうため、出産前に母親学級があるように、0歳児の親を対象に両親学級を定期的実施してはどうか。これを出産期間毎に区切り定期的実施することで、顔見知りも増え、交流も深まるのではないかと。(子育て支援・少子化対策県民会議)

不妊に関する相談や医療の体制は十分に確保されているが、不妊治療は通院回数が多く休暇が取得し難いといった意見を聞く。不妊治療が受けやすい職場環境の整備を望む。(子育て支援・少子化対策県民会議)

施策の基本方向

(1)安全で安心な妊娠・出産の支援

具体的施策

妊娠期からの継続した保健、医療等の支援体制の整備充実

妊婦の心身の健康の保持や、子どもの健やかな成長のため、医療機関と連携し、妊娠の早期届出を更に推進します。

妊婦健康診査の必要性や重要性に関する普及啓発に取り組みます。

妊婦の多様なニーズに対応できるよう、助産師外来の開設支援や、助産所における妊婦健診の普及推進に努めます。

産前産後の母の心身の安定を図るため、相談体制の充実に努めます。

社会的、身体的、精神的に支援が必要な妊婦に対し、関係機関との連携による支援体制の充実に努めます。

生まれてくる子どもの歯の形成や妊婦自身の健康を守るため、妊娠中の歯と歯ぐきの健康づくりのための取り組みを推進します。

保健・医療従事者の資質の向上

母子保健関係者の人材育成と資質向上を支援するため、母子保健医療に関する研修会の充実に努めます。

市町村等が行う母子保健事業の評価に関する仕組みについての検討を進めます。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
妊婦健康診査の受診	93.2%		
妊娠 11 週以下での妊娠の届出率	76.1%		

(2)子どもの健やかな成長のための支援

具体的施策

乳幼児の健康診査や保健指導の充実

保護者の満足度を意識した健康診査の充実を図るとともに、健診を受診しない親子に対する支援の強化に努めます。

新生児訪問や乳児訪問、乳幼児健康診査などを契機として、育児に悩む保護者の早期発見とその支援に努めます。

未熟児や発達に何らかの支援を要する乳幼児に対して、相談機会の充実を図るとともに、関係機関との連携による支援体制の強化に努めます。

乳幼児の事故防止、予防強化を図るため、市町村が実施する乳幼児健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取り組みを支援します。

市町村における両親学級等の内容の充実を図り、父親や家族を含めた、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を推進します。(再掲)

市町村が実施する安心、安全な出産に向けた妊婦等支援教室の開催を支援します。(再掲)

乳幼児の身体と心の健康づくり

母乳育児を推進するため、産科・小児科医療機関や関係機関、関係団体等と連携し、正しい知識の普及啓発、妊娠中からの相談体制の強化に努めます。また、母乳育児の継続を支援するための環境づくりを推進します。

幼児期から、早寝早起きなどの基本的な生活習慣が身につくように、あらゆる保健事業の機会を通じて、正しい知識の普及啓発に努めます。

乳幼児とその保護者に対する歯磨き習慣の定着等を支援し、健康の基礎となる歯と歯ぐきの健康づくりを推進します。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
未熟児訪問指導の実施率	92.0%		
出産後1か月時における母乳育児の割合	63.6%		
3歳児健康診査の受診率	96.5%		
むし歯のない子ども(3歳児)の割合	73.1%		

(3) 障害や疾病のある子どもへの支援の充実

具体的施策

障害等を有する子どもの早期発見・早期療育

市町村が行う乳幼児健診において、障害児等を早期かつ適切に把握するとともに、対象となる子どもの早期療育支援に努めます。

先天性代謝異常症や聴覚障害などの新生児マススクリーニング検査の推進や精度管理、フォロー体制の充実に努めます。

発達障害児等の早期発見、早期療育にかかわる人材の育成に努めます。

子どもの成長に応じた一貫した支援体制の充実

医療機関や関係機関との連携を強化し、小児慢性特定疾患治療研究事業を推進するとともに、慢性疾患等により長期にわたり療養を必要とする子どもとその保護者等に対する支援の充実に図ります。

心臓病や糖尿病、がんなどの疾病や障害を有する子どもと保護者等の支援に努めます。

医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携を強化し、障害をもつ子どもの成長に応じて一貫した支援が提供されるよう、支援体制の充実・強化に努めます。

発達障害に対する支援の充実

発達障害のある子どもに対して、医療・教育・福祉関係機関の相互連携による総合的支援体制の整備に努めます。

発達障害者支援センターにおける発達障害児及びその保護者等に対する相談支援や発達支援、情報提供等の充実に努めます。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
児童サービスの利用者数 (1ヶ月当りの見込量)	364人		
富山型サービス実施事業所数	71か所		
発達障害者支援センター実利用者数	1,079人		

(4) 周産期医療等の充実

具体的施策

周産期医療体制の整備充実

高度な周産期医療を提供し、24時間365日受け入れることができる、総合周産期母子医療センター(県立中央病院)の整備充実に図ります。

消防機関との円滑な連携により、母体及び新生児の救急搬送体制の強化を図ります。

医療圏ごとに整備されている地域周産期母子医療センターの機能を明確化し、緊急性、専門性、特殊性に応じた搬送に努めるほか、搬送先選定の迅速化に努めます。

総合及び地域周産期母子医療センターを支援する病院を位置付け、県全体としての周産期医療体制の安定と充実強化に努めます。

状態が安定した新生児を紹介元の医療機関へ戻す「戻り搬送」の促進や、NICUに長期入院している重症児に対応できる病床を整備します。

周産期医療従事者の更なる資質向上を図るため、関係者に対する研修会の充実に努めます。県境を越えた母体及び新生児の搬送及び受け入れが円滑に行われるため、近隣各県等との広域搬送・相互支援体制の構築に努めます。

小児医療体制の充実

保護者等の不安を解消するため、夜間の子どもの急病等について相談できる体制を整備し、適切な救急医療機関の受診の支援に努めます。

県内各医療圏の実情に応じて、比較的軽症な患者を対象とした初期救急から、入院を必要とするような患者を対象とする第二次救急、さらに重篤な患者を対象とする第三次救急までの小児科救急医療体制の充実に推進します。

小児科医、産科医等を目指す医学生に修学資金を貸与するなど、小児科医や産科医の人材確保に努めます。

小児科医等を目指す医学生に修学資金を貸与するとともに、勤務環境や処遇の改善に向けた各種施策の実施に努め、小児科医の人材確保を図ります。

不妊に関する理解の促進と相談体制の整備

不妊に関する相談体制の充実に努めるとともに、不妊に関する正しい理解を促進するため、より幅広い啓発を推進します。

相談業務に従事する職員の資質向上を図るため、研修会の充実に努めます。

目標指標

項目(案)	20年度実績	26年度末目標値	目標の考え方
主に小児科医療に従事している医師数(小児人口1万人当たり)	(18年度) 9.9人		
主に産婦人科医療に従事している医師数(出生千人当たり)	(18年度) 10.0人		

H21年度 母と子の健康づくり支援施策(妊産婦編)
～安心して新しい命の誕生を迎えていただくために～

- 医療体制整備**
 - 周産期保健医療対策事業
 - 医療体制整備
 - 周産期母子医療センターの整備(NICU等)
 - 周産期救急医療輸送体制
 - 医療情報ネットワーク整備
 - NICU等の空床、手術の可否などの情報提供
 - 調査・研究事業
 - 母体搬送、新生児搬送のルールづくり
 - 周産期関係者研修事業
- 健康診査・医療費助成**
 - 妊産婦健康診査の公費負担
 - H21年4月から、妊娠中に受けることが望ましいとされている14回の健診費用を公費で助成
 - 妊産婦医療費助成
 - 次の6疾患を対象とした医療費助成
 - 妊娠高血圧症候群、心疾患、糖尿病、
 - 産科出血、貧血、切迫早産
- 相談・支援**
 - 母の心のケア推進事業
 - 妊娠前から出産後、育児中の女性に対する、様々な心身の不安への相談事業
 - 個別相談(訪問、電話、面接)
 - 関係者研修会
- 情報提供**
 - 安心な妊娠・出産サポートブック作成事業
 - 妊娠中の経過記録や、県の子育て支援施策を紹介するサポートブックを作成・配布

妊婦健康診査

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行われます。妊娠中に受けることが望ましいとされる回数は以下の14回程度です。

必要な回数は?

妊娠初期	23週	4週間に1回	3回程度
24週	35週	2週間に1回	6回程度
36週		1週間に1回	5回程度
合計			14回程度

H21年4月から、基本的な妊婦健診(14回)が公費の対象となりました。

健診では、妊娠中のさまざまな不安や疑問についても気軽に相談しましょう。

県内NICU病床数の状況

富山市民病院NICU休止前 H20.3月末まで NICU62床(うち重症21床)
富山市民病院NICU(14床)休止後 H20.4月～ NICU48床(うち重症18床)
県立中央病院増床(6床)後 H20.7月～ NICU53床(うち重症21床) 千人あたり2.3床 (全国平均2.0床)
H24.4月～ NICU62床(うち重症27床) 千人あたり3.0床

富山県の出生数および低出生体重児数

	H18	H19	H20
出生数	8,965人	8,728人	8,709人
2,500g未満児	829人	850人	741人
(1,000g未満児)	31人	36人	26人

富山県の周産期医療協力体制

富山県は、NICUで治療を受ける赤ちゃん年間約500人、例えば出生体重1,000グラム未満の未熟児の治療を必要とする赤ちゃんを多く抱えています。

1. 総合周産期母子医療センターの設置
24時間体制で母体搬送・新生児搬送を受け入れるリスクの高い妊婦に対する医療や高度な新生児医療を提供

2. 総合周産期母子医療センター
富山県立中央病院 NICU23床(うち重症対応床9床)
富山大学附属病院 NICU15床(うち重症対応床9床)

3. 周産期第三次救急医療輸送体制
富山県立中央病院 NICU23床(うち重症対応床9床)
富山大学附属病院 NICU15床(うち重症対応床9床)

4. 地域周産期母子医療センターの設置
比較的高度な産科医療・新生児医療(例:緊急帝王切開術等)を行う

二次医療圏(地域周産期母子医療センター)
新川 富山 高岡 砺波
黒部市民病院 NICU3床 富山市民病院 NICU9床(うち重症対応床3床) 厚生達高岡病院 NICU9床(うち重症対応床3床) 砺波総合病院 NICU3床

H20年4月～休止中

地域産科医療機関(主に正常妊娠・分娩を担当)

県内周産期母子医療センター配置図

総合周産期母子医療センター(母子医療センター)
地域周産期母子医療センター
第三次救急医療機関